

# 岐阜市立岐阜中央中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定  
平成30年4月1日改定  
平成31年2月1日改定  
令和元年8月1日改定  
令和2年4月1日改定  
令和3年4月1日改定  
令和4年4月1日改定  
令和5年4月1日改定

## はじめに

ここに定める「岐阜市立岐阜中央中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

学校としてこれまで、いじめ問題を未然に防ぐことができるよう、平成27年1月7日に「岐阜中央中人権宣言」を(前向きな言葉をかけ合う・一人一人の意見を大切にする・相手の気持ちを考える)を制定し、全学級に掲示して、生徒会を中心となっていじめの未然防止に取り組んでいる。令和2年度からは、生徒会役員や創造委員会が中心となって、毎日学級で「良いこと見つけ」を行い、放送で紹介している。令和3年度からは、よい姿や行動の背景にある思いや価値にも目を向けていくことを大事にしたいという思いから「よさ見つけ」と名称を変え、活動している。また、生徒会活動をはじめ、日常すべてにおいて、「自分のことと同じように仲間のことを大切にする」を柱として、活動や取組を行っている。

令和4年度からは、生徒会役員が中心となって、「岐阜中央中人権宣言」をより具体的に今の生徒の実態に合わせて(前向きに行動する・一人一人を大切に想う・仲間のよさをつなげる・各学級宣言)改訂した。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

#### 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われているものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 理解

- 「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報するが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

### (3) いじめの解消

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

### (4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ① 「いじめは、人権侵害であり絶対に許さない」
  - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
  - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
  - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである」
- ⑤ 「いじめは、その行為の態様により暴行・恐喝・強要の刑罰法規に抵触する」
- ⑥ 「いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である」
- ⑦ 「いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている」
- ⑧ 「いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である」
- ⑨ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対した個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

## (5) 学校としての構え

### かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

#### 【子どもたちへの4つの約束】

- 1 どの子も全力で応援する → 誰も一人ぼっちにさせない
- 2 いつでもどんな相談も聞く → どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する  
→ いじめはみんなで必ず止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう  
→ 必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

- ・集団生活を営む私たちの心の中には、人を見下したりうらやましがったりする、いじめにつながりやすい感情があることに気付かせる指導をする。
- ・集団生活を営む以上、いじめはどの集団でも起きうるという認識をもち、いじめの根絶を目指すものの「起きていない」という結果のみを求めるのではなく、一つ一つのいじめ問題を丁寧かつ迅速に克服していくという姿勢で臨む。
- ・いじめ問題は教育指導のチャンスであるととらえ、早い段階での発見のために、生徒との対話に心がけ、生徒理解に徹する。
- ・生徒との対話を通じて、生徒の言動や心のよさを価値付けることで自尊感情を醸成し、いじめの問題や問題行動の未然防止に努める。また、職員がいじめの問題に対する認知力を高め、生徒の好ましい人間関係を育む。
- ・いじめ問題は学校における解決が必要な最優先課題であるとの認識をもつて指導に当たる。
- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。

## (6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

※先に述べた「子どもたちへの4つの約束」について、毎年4月の早い時期に全

校生徒に示していく。

- (1) 魅力ある学級・学校づくり…認め合い、学び合い、鍛え合える学級経営・学年経営・学校経営、「わかる」「できた」「楽しい」と実感できる授業（「分かる・できる授業」や共同学習の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 等）
- ・生徒一人一人の学習状況を見届け、生徒の学びの過程を大切にした授業や、「教えること」「考えさせること」を明確にし、バランスを重視した授業を実践する。根拠を明らかにして話すことや聞くことを通じて、思考力や表現力、判断力を高める。
  - ・生徒一人一人が、積極的にコミュニケーションを図りながら学習したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった」「できるようになった」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。アゴラ等を積極的に活用し、生徒同士が考えや表現を交流し、学びを深めていく学習活動を通じて、仲間と学ぶことの喜びを体感させ、学習意欲を高める。ICT、板書、教科書、補助資料等をバランスよく活用し、個人・ペア・小グループ等の運用や深まりのある指導の工夫により、学習過程に躍動感をもたせ、学力の定着と学習意欲の向上を図る。
  - ・願いや目標をもち、挑戦した事実をもとに、自己の可能性に気付かせ、自己有用感を育む。生徒が自己肯定感や自己有用感を高める場面や、困難な状況を乗り越える体験の機会を積極的に設ける。学級活動や生徒会活動による活動等を通して、生徒一人一人が仲間と関わり、お互いのよさを認め合うことで、自己肯定感や自己有用感を味わうとともに、望ましい人間関係をつくることができるようとする。（毎日の帰りの会で、自己肯定感や自己有用感を育む活動「よさ見つけ」を位置付け、昼の放送で紹介する。）自らの手で生活を改善・創造する生徒集団を育て、自治力と活力を育む。
  - ・生命尊重、思いやり、規範意識をはぐくむ道徳教育を推進する。自他を尊重する態度を育て、温かい気持ちで思慮深い言動ができる生徒を育てる。思いやりの心をもち、誰に対しても公平に接することができる生徒を育てる。
  - ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことについて、具体的な場面で繰り返し指導する。特に、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校・学年・学級全体に醸成する（全校で「岐阜中央中人権宣言」を確認する）。
  - ・学習習慣や基本的生活習慣を身に付けさせることで、仲間と共に生活するにはルールを守ることが大切であるという規範意識を育成する。
  - ・一人一人の成長を価値付けたり、悩みを話したりできる教育相談に努める。
- (2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）
- ・問題行動に対して、全職員が共通理解して行動し、組織的に立ち向かう。
  - ・いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・いじめとは」）をする。

- ・学級通信や朝の会、帰りの会などで、生徒のよさを認め、価値付ける。生徒のよさを見つけたら、職員の誰もが生徒を価値付け、担任に報告する。
- ・帰りの会での「よさ見つけ」を行い、仲間のよさを認め合う。
- ・教育相談週間、生徒と語る会など、生徒の声に耳を傾ける。いじめアンケートなどの各種アンケートについては、複数の職員でチェックを行う。
- ・班決めや席決め等については、学級の実態に応じて柔軟な考え方を取り入れる。
- ・集団の流動性を高める学級経営を工夫する。（例：席の位置を定期的に替える。）
- ・趣味交流の場として、「岐阜中央中ライブ」を行うことで、普段気付けない互いのよさや思いをつなげる活動として行う。

### （3）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・平成26年度末に制定した『岐阜中央中人権宣言』を令和4年度に生徒会役員が中心となって「前向きに行動する」「一人一人を大切に想う」「仲間のよさをつなげる」「各学級宣言」に改訂した。  
その宣言に常に立ち返らせながら、学級での活動や生徒集会、生徒会のキャンペーン活動等に取り組み、いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず仲間を尊重する気持ちを養えるように指導する。生徒会役員が主体となり、「いじめを見逃さない日（毎月3日）」「いじめ防止強化週間（6/26～6/30）」に向けた取組など、いじめ未然防止に関わる活動を行う。
- ・地域での活動で、幅広い世代と関わり合いながら、社会性を育み、生きることの喜びを体感する、ボランティア活動への参加を奨励する。
- ・道徳教育を通して、生徒一人一人に、命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等を育てる。
- ・外部講師を招いて、がん教育、薬物乱用防止教室（1年）、性に関する指導（2、3年）など、生命の尊厳への理解につながる教育を行う。
- ・ブロック人権教育研究会への取組・授業（全職員及び各学年で取り組む）や校内研修を通して、教職員の人権感覚を高める。
- ・いじめの問題や防止のための取組、職員の構え、対応等について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ・全職員で生徒の情報を共有することで、学年の枠を超えていじめのサインを見逃さない日常的な職員の動きをつくりあげる。
- ・学校便り・PTA総会等で、いじめ防止に向けた啓発を行う。

### （4）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - ①生徒に自己肯定感・自己有用感を醸成する指導・援助に努める。
  - ②自他のよさを見つめ合う温かい人間関係を育成する。
  - ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。
- ・役割活動（委員・係）や当番活動、掃除、行事のリーダーなど、生徒の活躍の場を設定し、よさを認め、価値付ける。

- ・学級通信や帰りの会の担任の話などで、学級で生徒の具体的な姿や思いを価値付けたり、方向付けたりする。
- ・帰りの会での「よさ見つけ」を行い、仲間のよさを認め合う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・パソコンやスマートフォン、通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底及び、情報モラル教育の充実を図る。
- ・SNS 等のインターネット上での誹謗中傷などが起きないようにするためにも、インターネット等の使用に関する家庭での約束づくりを奨励し、保護者や地域にも協力を得ていく。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

(学校で日常的に取り組んでいる早期発見・早期対応の具体、いじめ事案発生時の初動体制についての具体)

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・情報提供アンケートといじめアンケート、こころのアンケート、ＩＣＴを活用した子どもの健康サポート「ここタン」を活用し、SOS の発信を促す。
- ・いじめ対策監と生徒会担当が指導顧問となり、生徒会活動で、仲間の中で一人ぼっちになっている子はいないか見届けていく活動を行う。
- ・SOS ボックス（あおぞらポスト）を設置し、自分や仲間が困っていることを訴えることができるようにする。また、困っていることがあれば、相談しやすい先生に相談するように促す。
- ・人権啓発センター、エールぎふ、子どもホッとカードやホッと電話等、各種相談窓口を知らせ、どこでもいいから SOS を出すように促す。
- ・「いじめ事案指導の流れ」を掲示し、いじめが起きた時の動き方が子どもにも分かるようにする。
- ・いじめの情報を得たら、情報提供者を絶対に守りぬくという決意のもと、組織的に対応する。
- ・日頃から、いじめは人間として絶対に許されないことを指導する。道徳の授業等を通して、同調する者も傍観する者もいじめに加担しているという認識をもたせるとともに、いじめを止めることができなくても、教師や仲間に SOS を出すこと（教師に伝える、相談、SOS ボックス、各種窓口への電話）が大切であることを理解させる。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・いじめの未然防止、いじめ問題の早期発見のために、定期的に〔記名式〕〔無記名式〕を併用したいじめアンケート・情報提供アンケートを実施するとともに、日頃からの教育相談や生徒との対話を進める。そのために、教職員と生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、教職員間での情報交流、保護者と連携した情報収集に努める。
- ・いじめアンケートや情報提供アンケートは、自宅で記入することとする。情報

提供アンケートは、見かけた人が必ず報告するのが責務であるという認識をもたせる。アンケート実施日には、保護者にメールを配信し、何かあれば正直に書くこと、一人ぼっちの仲間がいたら書くように、保護者から促していただくようとする。

- ・アンケート内容については、回収したアンケートそのものを担任だけでなく、必ず複数の職員でチェックする。そして即時に、管理職（校長）に報告する。校長は、速やかにアンケートを基に対策会議を実施する。
- ・生徒との会話、かかわり、行動観察など生徒理解に努め、本人だけでなく仲間の情報を得る。生徒との対話を通じて、生徒の言動や心のよさを価値付けることで自尊感情を醸成し、いじめの問題や問題行動の未然防止に努める。
- ・いじめの問題に対する認知力を高め、好ましい人間関係を育む。
- ・こころのアンケートを定期的に実施し、いじめ問題にかかわらず、学習・生活・仲間関係などを含め、生徒の心の変化をつかむことができるようとする。
- ・こころのアンケートを行う日を「教育相談の日」とし、アンケート実施後の約1週間を「教育相談週間」として位置付けることで、確実に一人一人の生徒と個人懇談の時間をもつ。

#### （3）いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・いじめ対策監は、専用ビブスを着用して校内巡視をし、いじめの情報収集と啓発に努める。得られた情報は、学年主任や担任、校長、教頭、生徒指導主事と共有し、対応を検討する。
- ・調査等から得られた情報を共有し、「学校いじめ防止等対策推進会議委員会」（「4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置」 参照）で確認するとともに必要な対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、生徒指導主事、いじめ対策監、養護教諭等全教職員が、いじめ認知への高い意識をもち、生徒の小さな変化や些細なサインを見逃さないよう努め、スクールカウンセラーや教育相談員等と協力して相談できる体制を整備する。
- ・いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速に管理職・生徒指導主事・いじめ対策監・学年主任・担任等と情報共有をし、これに組織的に対処する。（別紙「いじめ事案の指導の流れ」参照）

#### （4）教育相談の充実

- ・教職員は、不安や悩みを抱える生徒に受容的・共感的な態度で予防的教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ、信頼関係を築くよい機会ととらえ日常的な生徒理解に努める。
- ・問題発生時には、安易な判断や勝手な思い込みをせず、学年主任、生徒指導主事、いじめ対策監、管理職に報告・相談のうえ、早期から組織的な対応に努める。
- ・学年会・職員会等において、定期的に各学級の生徒の様子を交流して生徒理解を図り、指導に生かす。

- ・教育相談日を定期的に位置付けるとともに、スクールカウンセラー等の専門家による相談の機会も活用するなど、いつでも誰でもどの職員にも相談してよいスタンスで、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。

#### (5) 教職員の研修の充実

- ・いじめの問題に対する認知力を高め、好ましい人間関係を育むことができるよう、校長の指導のもと、職員研修を行う。
- ・年度当初に、本校の「いじめ防止基本方針」の説明と「いじめ防止のための総合的な取組」「いじめ事案の指導の流れ」について十分に理解する時間を確保する。また、昨年度の状況を確実に引き継ぎ、今年度の指導のスタートに生かす。
- ・県や市が主催する研修に自主的に参加したり、定期的に校内で職員研修を行ったりする。「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させる。その際、外部講師を招いたり、人権啓発センターのDVD資料等を利用したりするなど、幅広く研修する。
- ・過去に起きたいじめ事案やいじめに発展しそうな事案などから、生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。また、定期的に事案の交流を行う。

#### (6) 保護者・地域との連携

- ・学校の基本方針は、PTA総会等の場を活かして保護者への周知に努める。
- ・学校は、生徒のよいところを積極的に伝えるとともに、相談等については真摯に受け止め、直接面談しながら共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努める。
- ・保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼（学校運営協議会、PTA役員会等）を行う。いじめアンケート、情報提供アンケート（見ている子からの情報を得る）実施日には、保護者メールをし、何かあれば正直に書くこと、一人ぼっちの仲間がいたら書くように、保護者からも促していただくようにする。
- ・いじめ事案に関する生徒の保護者へ確実に情報提供（いじめの疑い段階での確実な連絡）を行うとともに、管理職による情報提供の履行の見届けを行う。
- ・いじめの認知、対応を早急に行ったり、被害者側に寄り添ったりして、いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくりを行う。

#### (7) 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題の解決のために、問題を学校だけで抱え込むことなく、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールギふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、民生児童委員、学校運営協議会委員等との連携を大切にする。
- ・いじめが疑われる事案が起きた場合、ガイドラインに従って組織的に即座に対応し、直ちに教育委員会に報告する。

- ・ネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関の協力を仰ぎ、問題の解決に当たる。
- ・学校や教育委員会には訴えづらいという場合も考えられるので、人権啓発センター、エールギふ、子どもホッとカードやホッと電話等、各種相談窓口の紹介をする。

#### **4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>**

(法の規定を踏まえ、構成員を明確にして設置すべき組織について)

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

**条例：第18条**

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

**学 校 职 員**：校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、

学年主任、教育相談コーディネーター、

特別支援教育コーディネーター、養護教諭 等

**学校職員以外**：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、

スクールカウンセラー 等

#### **5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画**

「岐阜中央中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容（例）	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達）</li> <li>・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明</li> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・教師による「よき見つけ」（生徒への視点の提示）</li> <li>・SOSボックスの意味を伝え、紹介する。</li> </ul>	<p>「方針」の確認 「ここタン」（随時）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信</li> <li>・学校運営協議会等で「方針」説明</li> <li>・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・学級経営方針・状況の共通理解</li> <li>・教育相談（随時）</li> <li>・いじめ問題を扱った道徳の授業（1年）</li> </ul>	
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころのアンケートの実施、アンケートを踏まえた教育相談週間の実施</li> <li>・PTA総会で「方針」説明</li> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・いじめ問題を扱った道徳の授業（特別支援）</li> <li>・「学校運営協議会」の実施</li> <li>・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・生徒会主体による「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・学級経営方針・状況の共通理解</li> <li>・教育相談（随時）</li> </ul>	「ここタン」 (随時)
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・「いじめ防止強化週間」（6月26日～6月30日）の実施（授業や集会、生徒の取組等）</li> <li>・「いじめについて考える集会」に向けた取組</li> <li>・いじめ問題を扱った道徳の授業（2年、3年、特別支援）</li> <li>・いじめ事案発生を想定したロールプレイング研修（職員）</li> <li>・いじめアンケート（記名式）、情報提供アンケート（無記名・記名選択式）の実施</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</li> <li>・第1回アセスメントシステム（STAR）の実施</li> <li>・生徒と語る会</li> <li>・「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・学級経営状況の共通理解</li> <li>・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む）</li> </ul> <p>※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施</p>	「ここタン」 (随時)
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・「いじめについて考える日」7月3日 集会（全体→学級）</li> <li>・「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り）</li> <li>・アセスメントシステム（VR）の実施</li> <li>・学級経営状況の共通理解</li> <li>・教育相談（随時）</li> <li>・SOSの出し方教育の実施（スクールカウンセラー）</li> <li>・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・「第1回県いじめ調査」の実施</li> </ul>	第1回 県いじめ 調査  「ここタン」 (随時)
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会サミット</li> <li>・職員研修会（小中合同：ネットいじめ・教育相談も含めた）</li> <li>・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（1学期の評価）</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・学級経営状況の共通理解</li> </ul>	「ここタン」 (随時)
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころのアンケートの実施、アンケートを踏まえた教育相談週間の実施</li> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・学校だよりによる取組の見直し等の公表</li> <li>・ホームページ等による取組経過等の報告</li> <li>・「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・学級経営状況の共通理解</li> <li>・教育相談（随時）</li> </ul>	「ここタン」 (随時)

10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・いじめアンケート（記名式）、情報提供アンケート（無記名・記名選択式）の実施</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</li> <li>・後期学級経営方針・状況の共通理解</li> <li>・「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・いじめ問題を扱った道徳の授業（1年）</li> <li>・学校運営協議会の実施</li> <li>・個人懇談</li> </ul>	「ここタン」 (随時)
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・いじめ問題を扱った道徳の授業（2年、3年、特別支援）</li> <li>・第2回アセスメントシステム（STAR）の実施</li> <li>・生徒と語る会</li> <li>・「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・学級経営状況の共通理解</li> <li>・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・「地域清掃」（土曜授業）</li> </ul>	「ここタン」 (随時)
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・いじめについて考える集会（生徒のいじめ防止対策の発表）（「ひびきあいの日」人権にかかわる学習と絡めて）</li> <li>・生徒会による「岐阜中央人権宣言」に対する意識喚起</li> <li>・「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・「学校評価アンケート」の実施</li> <li>・教育相談（随時）</li> <li>・「第2回県いじめ調査」の実施</li> </ul>	第2回 県いじめ 調査  「ここタン」 (随時)
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・いじめアンケート（記名式）、情報提供アンケート（無記名・記名選択式）の実施</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</li> <li>・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り）</li> <li>・教職員による次年度の指導方針・取組計画の検討</li> <li>・「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・学級経営状況の共通理解</li> <li>・教育相談（随時）</li> </ul>	「ここタン」 (随時)
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・生徒会の取組のまとめ</li> <li>・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・学級経営状況の共通理解</li> <li>・学校運営協議会の実施</li> </ul>	「ここタン」 (随時)
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめを見逃さない日」の取組</li> <li>・「よさ見つけ」（継続実施）</li> <li>・いじめ問題を扱った道徳の授業（特別支援）</li> <li>・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・次年度経営方針説明（学校だより等による次年度の取組等の説明）</li> <li>・学級経営まとめ</li> <li>・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・個人懇談</li> <li>・『第3回県（国）いじめ調査』の実施</li> </ul>	第3回 県いじめ調査 問題行動調査 (文科)  「ここタン」 (随時)

## 6 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

#### 【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、両者の思いを確認する指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・いじめた側の生徒に対しては、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

### (2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

#### （重大事態の認識や事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

#### 【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7 保護者の役割

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するように努める。

- ・スマートフォン等情報機器に関わる様々な問題について、理解を深めるよう努める。
- ・子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり学校に相談したりし、子ども自らの力で解決できるよう支援に努める。
- ・いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を求めるこの素晴らしさなどについて、折に触れて指導するよう努める。
- ・子どもの言い分にも十分耳を傾けるなど、日頃から子どもとの対話を心掛ける。
- ・我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得たときには、我が子に確認したり一緒に考えたりし、無関心な立場を取らせるのではなく、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気をもつことや学校に相談することなど、適切に助言するよう努める。
- ・いじめが疑われるような場面を見たときには、その場で一声掛けるよう努めるとともに、学校等に情報提供するよう心掛ける。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に示すよいチャンスととらえ、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、改めて我が子に事の重大さを諭すことを心掛ける。
- ・問題後には、我が子の小さな頑張りや変化をとらえ、認め・励ますことに心掛ける。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い問題を乗り越えることができるよう支援する。

## 8 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ①いじめの未然防止の取組に関するこ
  - ②いじめの早期発見の取組に関するこ
  - ③いじめの再発を防止するための取組に関するこ

## 9 個人情報の取扱い

### ○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当

該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。  
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

#### ○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

#### ○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を隨時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

#### ※「いじめを見逃さない日」（毎月3日）について

本校は令和2年度に「いじめ〇の日・見て見ぬふりをしない日」という名称にして、位置付けた。令和2年度中の岐阜市いじめ防止対策推進条例の公布を受け、岐阜市小中学校統一で、「いじめを見逃さない日」とすることになったため、令和3年度より名称を変更する。